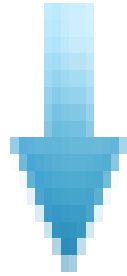


いじめ情報



①情報を集める

- 教職員、生徒、保護者、地域住民、その他から「組織（※注）」に情報を集める

②指導・支援体制を組む

- 「組織（※注）」で指導・支援体制を組む（学年主任、学級担任、養護教諭、生徒指導担当教員、不登校解消支援担当教員、スクールカウンセラー、家庭児童相談員、心の教室相談員、管理職などで役割を分担）

③-A 子どもへの指導・支援を行う

- いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人々等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- いじめた生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

③-B 保護者と連携する

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係生徒（加害、被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

（※注）

「組織」とは、いじめ防止対策推進法 22 条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」をいう。当該学校の複数の教職員に加え、心理・福祉の専門家（スクールカウンセラーや心の教室相談員など）、弁護士、医師、市役所こども福祉課家庭児童相談員、教員・警察経験者などから構成されることが考えられる。

なお、「複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教員、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任等から、学校の実情に応じて決定。

- 常に状況把握に努める
- 随時指導・支援体制に修正を加え「組織」でより適切対応